

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和元年度第4回）

○日 時	令和2年2月10日（月） 午後6時30分～午後8時10分
○場 所	武蔵野市役所 東棟8階 802会議室
○出席委員	松田会長、見城副会長、加藤委員、西巻委員、秋山優子委員、 後藤真澄委員、鬼頭委員、古田委員、藤平委員、川田委員、後藤肇委員、 大沢委員、河合委員、堀内委員、三富委員、狩野委員、秋山聡委員
○事務局	子ども家庭部長、教育部長 ほか

1 開 会

2 議 事

(1) 第五次子どもプラン武蔵野（案）について

(2) 「第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ」パブリックコメント・市民意見交換会意見への対応方針及び修正箇所について

【副会長】

皆様、こんばんは。会長が到着されるまで、かわりに進行させていただきます。

それでは、議事の（1）「第五次子どもプラン武蔵野（案）について」、議事の（2）『第五次子どもプラン武蔵野 中間のまとめ』パブリックコメント・市民意見交換会意見への対応方針及び修正箇所についてを一括して行いたいと思います。

事務局のほうから資料の説明をお願いします。

【子ども政策課長】

私からは、議事の（1）（2）を一括して説明させていただきます。

まず、資料1「第五次子どもプラン武蔵野（案）」。皆様にご意見をいただきまして、中間のまとめを武蔵野市議会に行政報告させていただきました。その後、パブリックコメントを行うとともに市内3カ所で市民意見交換会を開催して、その内容を反映させたものが今回の案となっております。

資料2の「第五次子どもプラン武蔵野中間のまとめ」へのパブリックコメントおよび取扱方針をご覧ください。パブリックコメントは、11月20日から12月10日の期間に実施いたしました。提出者数は18名、提出意見数は95件となっております。

真ん中にパブリックコメントの要旨、そして取扱方針が書いてございまして、その右側にプランへの反映ということで、今回、プランへ反映させたものに関しましては、こちらのほうに○印をつけてあります。

もう1つ、資料3をご覧くださいなのですが、こちらは先ほど申し上げました市民意見交換会についてです。1ページ目が、11月22日に行ったものです。来場者数は5名、意見は15件。3ページが11月24日で、来場者数7名、意見22件をいただいております。5ページが11月30日に行った市民意見交換会ですけれども、12名の来場者がいらっしやいまして、意見は18件となっております。

資料1、資料2、資料3を全部説明する時間がございませんので、資料4を見ていただきたいのですが、主にプランへ反映させたものを中心にまとめたものが資料4となっております。これを資料1「第五次子どもプラン武蔵野（案）」と照らし合わせながら確認させていただきたいと思っております。

資料4には全部で21件の該当箇所がございます。まず、先ほどのパブリックコメントを受けて修正したのが6件、市民意見交換会を受けての修正が1件、その他本部会議での指示や議会での意見、主管課や事務局で判断したもの等が14件ということで、合わせて全部で21件となっております。

それでは、資料1を見ながら説明させていただきたいと思っております。

まず、4ページをご覧ください。下のところに※で注意書きを書かせていただきました。「巻末に参考資料として、本プランの策定のあゆみを掲載しています。また、パブリックコメントへの対応方針や、各アンケート調査の報告書など、関連する資料については、市ホームページに掲載しています」ということで、こちらにアドレス（URL）と二次元バーコードもつけさせていただいておりますので、そこからアクセスできるようになってございます。

続きまして、7ページをご覧ください。これは計画の基本的な考え方でございます。第六期長期計画の施策の大綱より引っ張ってきたものですが、中間のまとめではこれが基本施策1、基本施策2ということで、そういった文言になっていたのですが、実際に施策の大綱は基本施策という言葉を使わず、1、2というふうに番号になっておりますので、施策の大綱に合わせました。一番下、「本プランでは、上記の基本的な考え方を施策の体系における5つの基本施策として位置付けます」ということで、次ページ以降、基本施策ということで表現するようにさせていただきました。

続きまして、20ページをご覧くださいなのですが、こちらに将来人口推計があります。初めは、今後30年の将来人口推計ということだけだったのですが、これを（1）と（2）に分けま

して、(2)に令和2年度から6年度の各年の子どもの人口推計を追加してございます。

続きまして、24ページをご覧ください。「施策の方向性」は、資料4にも書いてありますが、「子どもの権利を守り、子どもと子育て家庭を切れ目なく支援するための施策を推進します」という文言を加えてございます。

同じ24ページ、「施策の方向性」の下に、参考として、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制のイメージ図を追加してございます。

また、事業番号1の本文中の最後の部分を修正してございます。資料2をご覧いただきたいのですが、1ページ、ナンバー6、パブリックコメントをいただいております。「連携をするセンターが増えることは大変喜ばしいことで、進めていってほしいと思います。一方で思うのは、どこのセンターでも対応してもらえなかったり、できていなかったり、そんなことが起こらないように、社会から排除されたり取り残されたりしないよう、を加筆してください」というご意見を受けまして、「地域で孤立することなく、適切な支援を切れ目なく受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を行います」と修正いたしました。

続きまして、25ページ、事業番号2「児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化」の本文中、最後の文を修正しました。これはパブコメでいうとナンバー8ですが、児童発達支援センターが連携するのは教育支援センターだけではないでしょうというご指摘をいただきまして、もともとは「同センターと教育支援センターの連携を強化し」だったんですが、それを「同センターと母子保健部門、教育部門との連携を強化し」というふうに修正してございます。

続きまして、25ページの事業番号3、これは新規につけ加えてございます。「子どもの権利条例（仮称）の検討」でございます。内容につきましては、「子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など地域における各々の役割を明確化する、子どもの権利条約（仮称）の制定について、検討を行います」ということで、先ほどの「施策の方向性」にも「子どもの権利を守り」という言葉もつけ加えましたが、それと連動させて、新規に事業を追加させていただきました。市議会などでも子どもの権利条例の検討の必要性があるのではないかという意見を前々からいただいていたんですけれども、本部会議などでも検討した結果、事業として載せさせていただいているものでございます。

続きまして、26ページ、事業番号8は、資料2の2ページを見ていただきたいのですが、ナンバー10の内容です。パブリックコメントの要旨の下のところ、「障害のある子どもは、環境を社会や保護者が決めてしまっていることが多いので、本人の意見や権利を抜きに考えないような社会意識を持つため、当事者を含めた、を入れてください」といったパブコメをいただきましたので、それを受けまして、

「当事者の意見を聞きながら」という言葉を追加しているところでございます。

続きまして、資料4のナンバー10、プランでいいますと27ページです。これは令和元年度に子どもの貧困対策関連の大綱が改正されましたので、27ページの「現状と課題」を全体的に修正しているものでございます。ちょっと触れますと、「現状と課題」の一番上に「子どもの将来は、その生まれ育った環境によって左右されるべきではありません」という言葉を持ってきて、3行下、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、その下、「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されたんですけども、「同法及び大綱は令和元年に改正され、子どもの最善の利益を優先して考慮するという基本方針のもと、子どもの将来だけでなく現在の生活等についても、国を挙げて総合的に貧困対策を推進することが示されています」といったように、内容的には全体的に変更はないのですけれども、文言を整えています。

続きまして、プランの32ページ、一番下に図があるのでございますけれども、パブリックコメントの16で、関係機関に児童福祉施設も加えてほしいという意見がありましたので、児童福祉施設をこのイメージ図の中に追加しています。

続きまして、37ページです。事業番号42としまして、育児学級（離乳食教室・健診後フォロークラス）を追加してございます。所管の健康課から追加の要請がありまして、追加しているものでございます。

続きまして、42ページをご覧ください。まず、事業ナンバー60が「母と子の教室等の開催」というような事業名だったんですが、パブリックコメントで、母と子の教室はあるが、父と子の教室はないのかという意見をいただきまして、事業名を「親と子の広場等の開催」に変更した上で、本文をこのように修正しています。

あわせて、その上のナンバー59「親支援事業の充実」でございまして、ここの中ほどに「父親の育児参加を促進する啓発事業等」ということで、ほかの部分も若干修正しているのですが、そのところをメインに修正しています。

続きまして、46ページをご覧ください。「現状と課題」の3段落目、もともと、こちらは「異年齢・異学年交流で活動していますが、高学年の利用が低調であるため、高学年向けプログラムの設置が必要です」という表現だったんですが、議会で、低調という表現に若干違和感があるといったご指摘もいただきまして、内容を「高学年も来所しやすい環境づくりが必要です」ということで、この部分を修正しています。

46ページの「施策の方向性」の2段落目のあそべえについても、修正してございます。こちらはもともと「夏季休業期間に高学年の来所が増加することから」ということだったんですが、これを「高学年が来所しやすい環境づくりを検討するとともに」という表現に変更してございます。

続きまして、68 ページ、69 ページをごらんください。施策 4-3 のところですが、例えば 68 ページの「現状と課題」の下から 4 行目に「環境啓発施設」としてあったり、69 ページの事業番号 138 のタイトルに「環境啓発施設」、本文中も「環境啓発施設」となっております。これはもともとエコプラザという表現だったんですけれども、こちらの名称がまだあくまで仮称で、今後、名前を正式に決定するということがあるので、「環境啓発施設」という表現をさせていただいております。

続きまして、同じく 69 ページの事業番号 142 「オリンピック・パラリンピックのレガシーとしてのスポーツ事業の推進」でございます。これは記載のとおり、所管課で内容を修正しておりますので、こちらのほうをご覧ください。

続きまして、事業番号 143 です。これはパブコメのナンバー 55 で、土曜学校、サイエンスフェスタについても記載すべきではという意見をいただきましたので、本文をこのように修正しております。

続きまして、70 ページをご覧ください。事業番号 147 です。事業内容の 2 行目に「また、子ども読書活動推進計画を令和 2 年度に改定します」という言葉が追加されてございます。

続きまして、同じく 70 ページの事業番号 153 でございます。これは、「あわせて最終処分場のある里山地域の生き物観察を行うことによる」となっていたのですが、市民意見交換会で、そもそも里山地域という用語が適切な用語なんではないかというご指摘も受けました。所管とも相談させていただいた結果、「里山」という言葉を削除させていただいて、「最終処分場のある地域」とさせていただきました。

続きまして、93 ページです。ここから参考資料となっておりますが、まず 94 ページ、こちらに資料 1 として子ども施策推進本部設置要綱を載せさせていただいております。97 ページは、資料 2 として、子ども施策推進本部の委員名簿です。98 ページは資料 3、子どもプラン推進地域協議会の条例、100 ページの資料 4 に推進地域協議会の傍聴要領、そして 101 ページに資料 5 で推進地域協議会の平成 30 年度・令和元年度の委員名簿を載せさせていただいております。

102 ページ、103 ページで、資料 6 として、「第五次子どもプラン武蔵野策定のあゆみ」ということで、行ってきた内容を時系列的に並べてございます。

104 ページからの資料 7 「用語説明」は、中間のまとめでも載せていたものでございます。

115 ページ、資料 8 は、施策の体系はあるのですが、115 ページから 118 ページは各施策名と事業、そして事業番号と掲載ページということで、目次の要素も兼ねて、こちらのほうに整理させていただきました。

かなり戻って、表紙をめくっていただくと、「はじめに」ということで、後ほど、市長の言葉が入る予定ですので、今はまだ空欄になっております。

資料 4 にお戻りいただきまして、3 ページの一番下、その他、字句や数値・体裁の微修正、用語説

明・画像の追加などは事務局の責任で行いました。3月の概要版につきましては、後ほどまた説明をしますが、B6版の小冊子で、これもあわせて作成し公表する予定でございます。

なお、事業番号、ページ番号につきましては、実際には事業追加などもしてずれているのですが、わかりやすくするために、修正後の子どもプランの番号で記載しております。資料2、資料3も同じように修正後の番号で載っておりますので、中間のまとめと比べたときに、ちょっと違うのではないかと思われた方がいらっしゃるかもしれませんが、そのような形でお願いしたいと思います。

私からの説明は以上です。

【会長】

少しおくれてしまいまして、大変申しわけございませんでした。ここからは私が司会させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、今、ご説明をいただきましたけれども、最終のもので、大変ボリュームがあるものでございます。早速ですけれども、ご質問・ご意見がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

報告を伺っていて、第五次子どもプラン武蔵野の策定に向けてさまざまな取り組みが行われており、本当に頭の下がる思いで聞いていました。また、こうした委員会に市民委員が参加したり、パブリックコメントや市民の意見交換会等を行うだけではなく、パブリックコメントや市民意見交換会の意見1つ1つをこうして記載し、それに対しての取扱方針や、必要に応じて数々の内容への反映をしているというところでは、市民参加をいかに武蔵野市が積極的に推進しているかということを実感でき、その一端にかかわらせていただいて、誇らしい思いでありますし、これだけの取り組みをしている自治体はほかにはないのではないかという感想を持って伺っておりました。

そうした意見を反映させた内容については、1つ1つは論じませんが、全体的に積極的な内容だと思っています。先ほど説明があった、25ページの事業番号3として新たに追加された子どもの権利条例の検討は、僕自身は積極的な意味を持つ内容だと思いますが、自治体レベルで子どもの権利をいかに保障していくかということを実体化するところでは、本当に積極的な取り組みではないかと思って期待をしているところです。これが追加された経過については、先ほどのご説明である程度理解はできたんですけども、今後の見通しとか手続的なこととか、こうした委員会等が持たれるなど検討のイメージ等々があれば、わかる範囲で教えていただきたいと思います。

【子ども政策課長】

子どもの権利条約に定められた文言、例えば子どもの最善の利益の尊重ですとか子どもの基本的人権

等は、第六期長期計画ですとか子どもプランにも、基本理念等に掲げて推進してきたものでございます。今までも、そのように基本理念に載せているので、あえて条例化する必要はないのではないかとということだったのですが、多方面からこのような必要性についてご意見をいただいていますので、しっかりとプランの期間の中で検討していこうと思っております。

内容につきましては、例えば理念的なものにするのか。他の自治体では、例えば子どもオンブズパーソンのような、学校や市長部局と切り離れた第三者の機関をつくって、しっかりやっていくというところもあったりしています。また、子ども会議のようなものを設けて、そういうものを推進しているような自治体もあります。今の段階でどういうものをつくるということは全くの白紙でございますが、しっかりとまず内部の検討、そして場合によっては外部の皆様のご意見等も聞きながら、どういう体制がいいのかということは、かなり全市的な議論になると思いますので、慎重に、しかもしっかりと進めていきたいと思っております。まずは今、スタートラインに立ったのかなという状況でございます。

【委員】

第五次子どもプラン武蔵野の作成に当たり、事務局並びに関係の部署でさまざまな努力をされたことが、今回の資料を見て本当に感じたところです。グラフがわかりやすくなっていたり、バーコードが入ったり、そして事業名の番号が振られて、見やすく、連携していて、どこの部にかかわっているというのがよくわかるようなつくりになっています。いろんな声を受けていただいたと思っております。

つくりの問題で幾つか質問させていただきます。

まず1つ目として、前回いただいた資料と見比べる中で、重点事業と個別事業というつくりになっていますが、前回、重点事業になっているものが外れていたり、個別事業から重点事業になった箇所が数カ所あります。その辺はどういうつくりになっているのか、教えていただけたらと思います。

それから、特に後半部分に関しては、番号を振られているのですが、番号の順位性は特にないと捉えてよろしいのでしょうか。つまり、1、2、3と並んでいたものが、逆に3、2、1と並ぶようなつくりになっているところがあります。それは多分同じだと思うのですが、上位から優先的に考えていいのかみたいな、その辺はどうなのかということをお教えいただけたらと思っています。

【子ども政策課長】

中間のまとめからは、恐らく重点事業は変わっていないのではないかと思います。ただ、前回の協議会の際の資料と比べますと、新規事業を重点事業と同じ扱いにしていたものを、個別事業と同じ位置づけにしたため、かなり重点事業は絞り込まれています。

番号の順位ですが、結論から言うと、番号の順位に優先順位はなくて、皆それぞれ平等なんですけれども、ただ若い番号のほうがよりメッセージ性が強くなっているというようなニュアンスは確かにあり

ます。ただ、こっちの事業が重要で、こっちの事業が重要でない、そういった意味での順位性はありません。

【委員】

おまとめ、ありがとうございます。1つは確認ですが、63 ページの『生きる力』を育む幼児教育の振興」部分について、施策の目的や方向性に関してはありがたいことと思うのですが、ページをめくって個別の事業になっていったときに、当初、私自身は、検討委員会の設置等、イメージしていたんですけども、特別にここにそういうことをはっきりと述べられているわけではないので、どういう構えになっているのか、教えていただければありがたいのが1点目です。まずそのことを教えていただければと思います。

【子ども家庭部長】

幼児教育の振興につきましては、幼児教育振興計画をバージョンアップしたものを、令和2年度、来年度に外部有識者を入れた会議を設置する予定でおります。これは正式には予算がおりました後ということになります。ですので、文言としては入っておりませんが、そういう会議を経て、幼児教育の振興について深めていこうという内容でございます。

【委員】

もう1点です。43 ページの、62 一時預かり事業です。「章末の別表1をご覧ください」ということで、章末の別表1「計画期間における目標事業量」の、いわゆる新2号と言われる、無償化がなされた後の保育の要件に当てはまっている、保育所には入れなかったけれども実際には要件がある方々のことで、一応充足ということで表記があります。もちろん、充足はしているんですが、例えば幼稚園に新2号の方が入って、結局、10月以降に、本園の場合は爆発的に需要が供給を上回り、1日当たり10人、20人、30人と増加していくという状況が起きて、それまでは受け入れの利用定員を明確にしなくても何とかおさまっていたのが、この人数しか預かれませんということを言わないと、果てしなく申し込みが入ってしまう。定員を決めたら、仕事をしているのに入れないのはどういうことだろうということもあり、しかも仕事も、規定の48時間の中でも仕事をしている方のみとなるとお母さん同士の中で、ボランティアをしていたら使えないのかとか、理由はオープンにできないけど、レスパイトのための預かりを希望するというニーズもあるんです。

フルタイムの仕事をしているけど、テレワークで家でやれる方もいらっしゃる。男女も関係なく、ずっと在宅でできる方から、あるいは地域の介護のボランティアをなさっている方とか身近に理解できるニーズはあって、預かりは、必要なときに必要な人に必要な対応ができることが大切ではないかと思えます。

もう少し範囲を広げると、地域で子ども同士が安全に遊ぶ場そのものも喪失されている中で、幼稚園に残って子ども同士を、先生たちに見てもらっている中で安全に遊ばせるみたいなことは全く提供できなくなってきた状況にあって、それを充足という言葉にしてしまうのは、この場合の定義としてはそうなんだけど、時代は次に切りかわり始めたというあたりを、ここで書き込めないにせよ、課題認識を持っていただいて、預かり保育とか一時預かり事業の中でどういうふうにそれをフォローしていけばいいのかということ、また今後ご検討いただければと思います。

【子ども育成課長】

一時預かり事業につきましては、確かに委員がおっしゃっているように、昨年の10月から幼児教育・保育の無償化がスタートいたしまして、新たなニーズということで若干掘り起こされた部分があるのかなと認識しております。委員がおっしゃっているように、そういった方も含めてというところだと思いますと、今回のニーズ調査については、そこについてははまだ織り込んでなかったところでの調査ですので、今後、そういったものも含めまして、新たにこちら辺のニーズや皆様方の捉えているところ、やはり今まで使っていた方が使えないというのが一番困ることですので、それに対してどう向かっていくのかということ、施設側、それから行政と一緒に考えていければと考えてございます。

【会長】

そのほか、何かございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【副会長】

1点だけ、表現にかかわるところですが、26ページの個別事業の8で、「当事者の意見を聞きながら」という表現を追加されたということで、その理由としては、資料2の10で、「障害のある子どもは、環境を社会や保護者が決めてしまっていることが多いので、本人の意見や権利を抜きに考えないような社会意識を持つため、当事者を含めたを入れてください」という意見があったということなんですね。もう一回、26ページの個別事業の8を見ると、1行目の一番最後の「当事者の意見を聞きながら」の「当事者」という言葉はちょっと曖昧で、子どもだけを指しているのか、子どもと保護者を指しているのか、両方とれると思うのですね。見出しも、「発達に心配のある子どもと保護者を支える取組み」なので、全体が子どもと保護者にかかっていると読めると思うのです。ところが、パブリックコメントを寄せた方の言いたいことは、障害を持っている子ども本人の意向をきちんと聞いてほしいということなので、ここはもう少し明確に、当事者というのが障害を持った子ども本人であるということを明記する必要があるのではないか。パブリックコメントを生かすのであれば、そこを明記する必要があるのではないか。修正案としては、「当事者である子どもの意見を聞きながら」とかいう形で、「子ども」という言葉を追加する必要があるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

【子ども政策課長】

事務局の仕切りとしましては、確かに26ページの8に関しましては、「当事者」というのは子どもと保護者を含んだ表現になってございます。そして、資料2の2ページのナンバー10の取扱方針のところですが、後段部分で、「子ども意見や権利の尊重に関する取組みを検討する際には、必ず障害のある子どもも含めて考えます」ということで、こちらの取扱方針で子ども本人の意見を当然聞いて行っていくという方向性を出しています。プランの表現自体は両方含めているという仕切りにさせていただいております。

【副会長】

わかりました。

【委員】

今回の修正に直接かわることではなくて非常に恐縮ですけれども、前回は資料として出されていたもので申しわけないのですが、29ページの「本施策に関連する主な事業の実施状況」の中でちょっとお伺いしたいことがあります。

まず、上から2番目の生活保護世帯というのは、子育て世帯に限った数字なのか、それとも全体なのかということと、下のほうで、若者サポート事業が、29年度まではほぼ横ばい状態だったのが、30年度に非常に急激に増えているのですが、この理由がわかれば教えていただきたいと思います。

【子ども政策課長】

私のほうから、生活保護世帯ですけれども、これは全体を載せております。

【児童青少年課長】

若者サポート事業については、ちょっと確認させていただいて、ご回答したいと思います。

【会長】

それでは、若者サポート事業の件に関しましては、わかったときにお答えいただくということで進めてまいりたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、委員の皆様方からのご意見もございましたけれども、丁寧に市民参加という、まさに武蔵野市のスタイルの中でしっかりと取りまとめてくださって、市役所の方々のご尽力に改めて感謝申し上げますとともに、協議会の委員の皆様方も、このプランの作成に関しまして、毎回、貴重なご意見をいただきながら進めさせていただきましたこと、本当にありがとうございます。本日の意見も酌んでいただきまして、最終的に調整をした上で、3月にご公表いただくということでよろしゅうございますでしょうか。——ありがとうございます。

(3) 第五次子どもプラン武蔵野の評価・点検方法について

【会長】

続きまして、議事(3)「第五次子どもプラン武蔵野の評価・点検方法について」に移らせていただければと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

【子ども政策課長】

それでは、資料5をご覧ください。「第五次子どもプラン武蔵野の評価・点検方法について」でございます。

まず、1、第四次子どもプランの評価・点検方法でございます。○の1つ目、「平成30年度より基本的に重点的取組みに絞って評価を行うことで、事務の簡素化と、評価のわかりやすさを図った」。○の2つ目、しかしながら、以下のような課題がまだあります。まず、市全体としての施策の推進状況がわかりにくい。また、アウトプット・アウトカム欄の記載がいずれもアウトプットに偏っている。そして、評価がほとんどBになってしまう。こういった課題があります。

それを受けまして、2、第五次子どもプランでの評価・点検方法の案として、以下に掲げさせていただきました。○の1つ目で、昨年8月1日の本部会議にて、以下の点を確認しております。まず、評価は施策単位で行う。また、評価がしやすいよう、施策の方向性に目的を記載しておく。施策ごとの評価については、イメージをご覧いただきたいのですが、これは評価シートの案です。まず、施策のタイトルがありまして、その下に施策の方向性を、プランから引用または要約したものを載せたいと思っております。その次に年度ごとの実績評価を、施策の主担当課で全体評価について文章で記載したいと思っております。施策の主担当課というのは、下の※にありますけれども、このプランを作成したときに施策の方向性などを記載した課でございます。

続きまして、このイメージの中の「重点事業実施状況」です。重点事業に関しましては、全部で16あるということは先ほど申し上げたんですが、このように事業ナンバーと事業名、そして目的をプランより引用しまして、年度ごとに実施状況、例えばですけれども、「……を実施し、……の改善を図りました」というように文章で記載していきたいと思っております。

また、下の※の2つ目、ニーズ量の見込みと目標事業量を設定した事業につきましては、別途、実績値を別表の形で掲載していきたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。

【会長】

今、ご説明いただきましたプランの評価・点検方法についてということで、何かご質問、あるいはご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

【委員】

まず、アウトプットが多くなってしまっていて、本来評価すべきアウトカムが今までなかなか手が届いていなかったということに対して、今回はアウトカムによりフォーカスした形で評価・点検していこうという考え方に強く賛同します。

コメントですけれども、施策の方向性のところも今後はプランより引用して要約するかもしれないという説明になっているかと思うんですけれども、私自身は要約する必要はないのかなと思っています。つまり、同じ施策で2つの文章が生じてしまうと混乱を来すとか、市民からすると、削除されたところは重点的ではない、プライオリティが下がっているのかなと見えてしまったりとか、削除してしまう文章があることによって、本来やろうとしていたものがきちんと評価・点検できないのではないかと考えております。もともと簡潔に書かれているすばらしい文章だと思うので、そのまま残されたらいかがかなと思いました。

【委員】

非常に詳細にご説明いただき、よくわかりました。評価とか点検の方法ですが、当然、全部が全部、定量的にというのは難しいのですが、最後のところで、ニーズ量の見込みとか目標事業量が明確な場合はそれを設定していくということを説明されたかなと思うのです。定性的なものがあってもしょうがないと思うのですが、できるだけ定量的にとか、KPI をもって、ここに出す必要はないのかもしれませんが、裏側でそういった数値目標とかそういうのは持ってやられたほうが、きっと最終的な評価をしやすいのではないかと思いますので、一応コメントさせていただきます。

【会長】

そのほかご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

市のほうから、今の2つのご意見に関して、何かコメントはございますか。

【子ども政策課長】

資料の記載例はあくまでイメージですので、これからしっかり内部でも議論を重ねまして、実際には来年度に入って、第五次子どもプランの初年度の評価になりますので、まだ時間がありますので、しっかりと検討していきたいと思います。

KPI に関する委員のご意見に関しましても、まさにそのとおりだとこちらも思います。あくまでニーズ量の見込みと目標事業量は、一応、子ども・子育て支援法に定められている法定事項になっているの

で、こちらはこのように別表の形でやっていくのですが、そのほかにつきましても、データ等がもし載せられるのであれば、中身を見てですけれども、載せることも検討したほうがいいと思いますし、何かほかの方法があれば、こちらのほうでもしっかりと把握して、ご意見に沿えるような検討方法をこれからも考えていきたいと思えます。

【会長】

今、KPI という言葉がありましたけれども、あれはキー・パフォーマンス・インディケーターという言葉だと思うのです。具体的な事業量ということだけではなくて、例えば目標を達成するために、そのためにはまずこれを高めたり、やっておかないといけないという、手順の途中にある目標値みたいなものですね。定量的にはかっていくために、近年、よく用いられるようになっている数字ですが、そんなものというようなところもご意見としてあったのかなと思えます。

ほかにかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そしたら、先ほどのご質問に関しまして、まとまったようでございますので、ご説明いただいてよろしいですか。

【児童青少年課長】

29 ページ、若者サポート事業の件数でございますけれども、平成 30 年 4 月から居場所事業を週 2 回から週 5 回に拡大しております。これによって、回数自体が、90 回台だったのが 250 弱実施しておりますので、延べの来場人数が 1409 人に拡大化しておるといったところでございます。

【会長】

これは引き続き協議会でも議論がさらに積み重ねられるものだと思います。確かに定量的な評価とか ABC というような判定も大事な部分があったりするときもあると思うのですけれども、ただ、一般には評価というのは、基本的には次のために何をすればいいかということを経験として得る、この行為を指しているのです、そういう意味では、本日ご提案いただいたことは大変重要な内容と見ていらっしゃるのかなと感じたりするところでございます。

(4) 「第五次子どもプラン武蔵野（概要版）」イメージについて

【会長】

続きまして議事の 4 番目に移らせていただきたいと思えます。「第五次子どもプラン武蔵野（概要版）イメージについて」でございます。

それでは、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【子ども政策課長】

資料6、概要版、ピンクの冊子になっていますけれども、ご覧いただければと思います。こちらはまだあくまでイメージですので、これから、例えば表紙のところには何か入ってきたりとか、開いていただきますと、グラフとかその辺がまだ空欄ですので、あくまでイメージと捉えていただければと思います。文字のサイズとしては大体このくらいということで考えてございます。

まず一番初めに、「子どもプラン武蔵野とは？」ということで載せさせていただきまして、ページ番号は振ってないのですが、2ページで「武蔵野市の子どもと子育ての現状」を載せる。そして「計画の基本理念」、前文と4つあるものを載せて、その後は「5つの基本施策と16の重点事業」をピックアップして、わかりやすく載せているものでございます。従来、第四次子どもプランのときには、恐らくA3を折ったものだったような気がするのですが、若手の職員などからも意見が出まして、担当の職員などは、ポケットサイズですので、常に携行して、いつでもこれを説明できるようにと、そういった強い思いなどもありまして、このサイズにさせていただいたところでございます。何かありましたら、ご意見をいただければと思います。

説明は以上でございます。

【会長】

イメージということで、資料を見ていただいてということでございますが、何かご意見、あるいはご感想でも結構ですけれども、ございましたらお願いしたいと思います。いかがですか。

【委員】

今、市の職員の携帯用という話が出たんですけれども、一番メインは誰に見てもらいたいとか、活用してもらいたいと思っているのでしょうか。

【子ども政策課長】

もちろん、市の職員だけではなくて、やはり市民の皆様ですね。特に今回、子どもの意見などもありますので、子ども自身や子育て中の当事者の方々にもぜひ見ていただいて、武蔵野市はこういう事業を行っているんだということで認識していただければということもあります。

この概要版は、全部で2000部印刷する予定ですので、これを各施設や、学校は検討中ですが、市の多くの場所で手に入れられるような形で考えているところでございます。

【委員】

イメージとして、一瞬見た感想なんですけれども、一般の人からすれば小さ過ぎるのではないのか、すぐなくなってしまうような感じもします。これは第一印象の感想なんですけれども、内容が伴ってくれば、またイメージも変わってくると思います。一応、そういう感想を持ちました。

【委員】

質問ですが、これは市役所のホームページでも公開されるような形になるのですか。

【子ども政策課長】

ホームページにも掲載します。

【委員】

せっかくのこのプランの周知や普及を目指すという意味で、そのためにこんなアイデアはという取り組みはすばらしいと思いました。

【委員】

非常にかわいいなという感想もあるのですが、先ほど、2000部刷ってというのがあったんですけども、いろんな施設がありますし、子どもを育てる家庭または子どもに関することということで、いろんなところで必要となってくるとなると、2000部というのは少ないのかなという感想もありますので、好評だったら、その後、ぜひ増刷していただきたいなと思っております。

【会長】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、こちらは引き続きお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

では、本日、議事として用意しましたのは以上でございますが、その他ということで何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

3 報告事項

- (1) 令和2年4月1日開設予定等の特定教育・保育施設について
- (2) 令和2年4月保育所入所申込状況について
- (3) 第三期武蔵野市学校教育計画について
- (4) 武蔵野市学校施設整備基本計画（案）について

【会長】

続きまして、3「報告事項」に移らせていただきたいと思います。

まず、「令和2年4月1日開設予定等の特定教育・保育施設について」でございます。

事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【保育施設整備担当課長】

資料7をご覧くださいと思います。令和2年4月1日に向けて、4園の認可保育所の開設を予定

してございます。(1)(2)につきましては、新規の認可保育所でございます。(3)(4)につきましては、現在、認証保育所として運営されているところを認可保育所に移行するというものでございます。

(1)の吉祥寺きらめき保育園でございます。運営事業者は武蔵野市子ども協会で、吉祥寺南町3丁目に、現在、開設のための整備工事を行っているところでございます。令和2年度につきましては、ゼロ歳から3歳までの募集を行っているところでございます。

(2)のまなびの森保育園武蔵境は、境5丁目に開設予定で、運営事業者は株式会社こどもの森でございます。利用定員は69名でございます。

(3)の吉祥寺東町すみれ保育園は、運営事業者が株式会社すみれでございまして、現在、1階で認証保育所として運営しているところを、2階にも拡張して、定員も拡充の上、認証保育所から認可保育所に移行するというものでございます。

(4)のピノキオ幼児舎吉祥寺保育園本園・分園につきましては、吉祥寺本町で運営されている認証保育所の第一園、第二園を、一体的に本園・分園の形式で運用するものでございます。これによって、合計で78名の定員を予定しているところでございます。

裏面をご覧ください。この認可保育所の開設も含めて、令和2年4月においては、前年比較で164名の定員の増加を予定しているところでございます。認可保育所並びに認可外保育所の定員の増減を反映したものが164人となっております。

【会長】

それでは、報告事項は引き続き(2)(3)(4)を先にご説明いただきまして、取りまとめてご質問、ご意見をいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

では、引き続きまして、「令和2年4月保育所入所申込状況について」をお願いいたします。

【子ども育成課長】

資料8「保育コンシェルジュ便り」をご覧ください。「令和2年4月認可保育施設一斉入所申込状況」ということで、1次利用調整の申込状況について記載がございます。

まず、上の段を見ていただきますと、募集人数の比較ということで、昨年と今年の比較がございます。右側に行ってくださいと、全部の合計の数がございまして、昨年よりも55名多い835名ということで、新規の募集人数という形で受け付けをする予定でございます。

下の段に行ってくださいと、それに対して申し込みの数ということで、1次利用調整の受付人数の記載がございます。1150名だったところが、今年につきましては1125名ということで、25名の減となっております。全体的にマイナスのところが多いということがございますが、1歳のところを見ていただきますと、ここだけがプラス40ということで、昨年よりも40名多いという状況でございます。

その中で、昨年の11月15日まで受け付けたものを、それぞれ指数等点数をつけまして利用調整を行いまして、今年の1月24日に利用調整結果を発送させていただきました。その後、決まった園の内定を辞退、それから変更されたいというところも、その後、受け付けをするということで、2次利用調整が行われました。下の段を見ていただきますと、2次受付期間ということで、2月3日から6日まで行わせていただきました。現在、こちらの内容をそれぞれ点数づけをしまして、1次利用調整であいた枠がございますので、そこについての調整を行います。今後、2月20日に、結果については発送を予定しております。その後ですが、あっせんということで下に書いてございますが、それでもあいた施設、こちらについては、その施設を希望する方ということで再度申し込みをしていただきまして、今までの希望園を書いてないところも含めて、指数の一番高い方から順に、この施設があいています、行きますか・行きませんかということでそれぞれご案内をして、そのあきがなくなった時点で、今回の利用調整については終了という形で考えてございます。あっせんについては、3月13日まで、電話連絡で行いまして、来年の4月の入所についてはこちらで締め切るという形でございます。

私からの説明は以上でございます。

【会長】

ちょっとお待ちいただいて、今、ご質問があるということなので。

【委員】

今の課長さんのご説明に加えて、私どもの幼稚園でも、保育所に入れなかったお子さんを、今、無償化ですし、一時預かり事業ということで、幼稚園も保育所とマッチングをしていただいて、私どもも2月の中旬くらいに再受け入れの枠をあけておりますので、そのご紹介もあわせて、市民の方にもわかるようにしていただければありがたいなと思いました。

【子ども育成課長】

昨年のコンシェルジュ便りには記載があったんですが、今回、スペースのところで書き切れなかったところがございます。今、施設案内のところでは、コンシェルジュ等がご案内する際には、委員からおっしゃっていただいたように、幼稚園さんのほうでも枠を確保していただいておりますので、そちらの案内もさせていただく予定でございます。

【会長】

それでは、引き続きまして(3)「第三期武蔵野市学校教育計画について」並びに(4)「武蔵野市学校施設整備基本計画(案)について」をご説明いただければと思います。

【教育企画課長】

まず、武蔵野市学校教育計画です。ピンク色の冊子です。こちらは、先日の教育委員会定例会で議決、

決定されたものです。内容につきましては、今回の子どもプランと重複しておりますので、中身の説明は割愛させていただきます。

冊子の表紙をご覧いただきたいのですが、基本理念と基本的な考え方を4つ書いております。4つの○の中で、左上の「これからの時代に求められる資質・能力を育む教育」、ちょうど学習指導要領が改訂されて、こういった文言はほかの自治体でも入っているのかなと思います。

武蔵野ならではというところを挙げますと、右上の○と左下の○ですね、「自信を高め、意欲を育む教育」、それと「多様性を生かす教育」、これが今後5年間の学校教育計画でのキーワードになるのかなと思います。

右下の部分は、学校教育計画の策定委員会からの大きな宿題だと思っておりますが、学校・家庭・地域が相互に連携、協働した教育のあり方ですね。学校の先生もお忙しいですし、家庭のほうも共働き世帯が増えていて、なかなか時間がない。地域のほうも同じような方が大切な役回りをしているという現状がある中で、今後そのあり方をどういうふうにしていくのかというのが、この計画期間での大きな宿題かなと思っております。

もう1つ目が、学校施設整備基本計画でございます。資料11をご覧ください。こちらにつきましては、この場で詳しくご説明したこともなかったかなと思いますので、少しお時間をいただいてご説明したいと思います。

中をご覧いただく前に、この計画は学校改築のための計画です。今後二十数年間かけて、市内の学校は、学校を改築する適齢期といえますか、建築後60年を順次迎えていきます。それをどういうふうに計画的に進めていくのか、そのための基本計画になっております。かれこれ5年間くらいかけて、計画を策定してまいりました。途中、小中一貫教育の議論等ありまして、中断した期間はございましたけれども、それだけ議論を積み重ねてきたところです。策定委員会のほうからは、今月、既に答申をいただいております。現在は、議論の場は策定委員会から教育委員会定例会のほうに移っております。

それでは、中をかいつまんでご説明をしていきたいと思っております。

まず6ページをお開きください。「現状と課題」のところですね。私のほうから、今後二十数年間で市内の小・中学校は築60年を迎えていきますというお話をいたしました。現時点でどうなのかということですが、50年以上と45年以上50年未満を合わせますと77%ということで、8割近くの学校が45年を超えている状況です。いよいよ改築を考えていかなければいけない時期になっているということです。

続いて、18ページ、19ページをごらんください。そうやって改築を考えていかなければいけない市内の小・中学校ですけれども、今後、老朽化への対応と改築を同時並行で進めていかなければいけません。

ん。

まず、19 ページのイメージをご覧いただきたいと思います。図表 12、上が武蔵野市のパターン、下が一般的な例です。右肩上がりの点線のラインがございます。これは施設に求められる水準です。時代によって変わってきます。その方向が、基本的にはどんどん要求水準が上がってくるものなのかなと思います。学校教育だけではなくて、例えば防災面での機能とか、今どんどん後づけされておりますけれども、時代を経ることによって要求水準は上がっていく。それに対して、学校施設としてどうやって追いついていくのかというグラフでございます。

一番手っ取り早いのは、ゼロから作り直す改築です。それを今の水準に合わせていくというのがやり方としてはありますけれども、ただ、一気に改築することはできませんので、手を入れつつ、要求水準から離れないようにしていきます。

図表 12 の上の図で、劣化保全、改良保全という矢印がございますけれども、施設が劣化していくに従って、機能面で補っていかなければいけませんので、適宜メンテナンスを入れていくというのがあります。これはどこの自治体も同じです。ただ、タイミングが違います。下のグラフを見ていただくと、ちょうど改築までの真ん中あたりで大規模改修を入れております。小刻みにではなくて、夏休みとか、場合によってはその前後の期間も使って大規模な工事をして施設をリフレッシュするというパターンが多いかと思いますが、武蔵野はそういった方向ではなくて、小刻み、小刻みに手を入れていきたいなと思います。とはいえ、点線のラインから離れていくのはどうしてもいたし方のない部分がございますので、どこかの段階で改築をしていかなければいけません。そのラインを、この計画では建築後 60 年と考えています。市の公共施設全体の方針でもありますけれども、鉄筋コンクリート造の建物の一般的な寿命、更新時期として、大体 60 年前後だろうと考えられていますので、これを目安にして改築をしていく。その間は小刻みに手を入れていくという形で老朽化対策を打っていきたいなと思います。

改築する学校のあり方ですけれども、21 ページ、第 4 章からになります。改築する学校のありようは、個々の学校の区域の保護者の方、学校の関係者であったり、場合によっては子どもたちの意見も聞きながら考えていくこととなりますが、第 4 章では、市内 18 校の標準的なあり方ですね、こういったことは標準装備にしなければいけないだろうということをまとめております。

一番最初に普通教室から始まっています。学校建築は、普通教室の規模から考えていきます。普通教室の広さが柱の間隔を決めていきます。新しい学校では、現在の普通教室よりも広めにとっていきたいと考えております。というのは、黒板に向かって一斉方向の授業だけではなくて、子どもたちが机を動かしてグループワークをしたりとか、そういったことも普通、当たり前になってきています。それでも普通教室の中におさまるようにシミュレーションすると、今の面積のままでは若干狭いだろうというこ

とで広めにとっております。

以下、22ページ以降は、設計者に設計していただくに当たっての注意事項等々がまとまっております。細かい話ですので、ここは割愛させていただきます。

29ページです。第5章でございますけれども、今後二十数年間、学校改築をどんなペースで進めていくのか、いわゆる改築順の話になってまいります。大事なのは、第5章の1の(1)です。第1段落です。改築順序の決め方ですけれども、施設の建築年数をベースに、必要に応じ、施設の劣化状況など総合的に考慮して決めていきたいと考えております。

改築のペースという点では、(1)の第3段落です。同年度に工事するのは2校まで、計画・設計も含めて4校程度としていきたいと考えております。今の学校が建ったときは、今から40年から60年くらい前ですけれども、最多の年は1年間で4校オープンしました。つまり、4校同時に工事をしたということです。当時の財政状況などを振り返ってみても、相当無理をした面がございます。今後はそうではなくて、1年2校という形で、無理のない範囲で、二十数年間かけて、財政負担も含めてですけれども、負担を平準化しながら進めていきたいと考えております。

劣化状況については、相当詳しく調べました。33ページをご覧くださいと思います。枠組み図を書いております。学校の改築に当たって、劣化状況とは何かということ、学校の建物が構造的にまだ大丈夫なのかどうかということに尽きます。例えば、地震が起きて崩れてしまうのかどうか。崩れてしまうようでしたら、改築をしなければいけません。ところが、武蔵野の学校は、十数年前に全校耐震化工事を済ませておりますので、構造的にはしっかりしています。ただ、外観とか中を見ていただくとわかるとおり、年数に応じた劣化はあるのかなと思います。

この図表を見ていただいて、構造躯体というのは柱とか梁ですね。その下の構造躯体以外というのは、それだけでは雨風を防げませんので、屋根、外壁等あります。大きくはそうやって分けて劣化状況を調べました。さらに、柱、梁については、鉄筋コンクリートでできていますので、材料として大丈夫なのかというのも見ました。

ここで結論を一言でいいますと、改築を急ぐような劣化状況はなかったです。だから、完全に全て安全かということ、そういうわけではありません。皆さんご存じかもしれませんが、先日、新聞報道でもありました。市内の第三中学校の体育館棟の天井ボードの一部が落ちるという事象がございました。これは構造の問題というよりは、配管の問題でした。配管の亀裂から水が漏れていて、天井ボードは本来は石膏で非常に軽いんですね。そこが水を吸いやすいので、水を吸って、朝、先生が学校を見ていたら、天井が少したわんでいる、水が漏れているということで、急遽そこは立入禁止にいたしました。その後、午前中に天井ボードの一部が落ちてしまったということがありました。原因等調べましたところ、

構造のほうは影響がなかったんですけども、そういった形で年数を経た学校というのはさらに手を入れていかなければいけない状況でございます。

33ページに戻っていただきまして、劣化状況、改築するべきかどうかという点では大きな問題はございませんでしたが、コンクリートの強度を見ましたところ、3校だけ、少し早めたほうがいだろうという学校がありました。36ページをご覧いただきたいと思います。この表では、向こう二十数年間改築していくうち、まずこの計画を改定するまでの8年間で改築をする学校、そのペースは、1年間に工事2校と仮定して、そうすると8校になります。8校のうち3校、コンクリートに少し、念のため改築を早めたほうがいだろうという事象がございました。井之頭小学校と第六中学校、境南小学校です。こういった学校も含めて第1グループ、早期に改築する学校として改築順序を書かせていただいております。

上から見ていただいて、第五中学校、第五小学校、第一中学校、これは56年から60年を迎えようとする学校です。改築待ったなしの学校です。ここなんですけれども、注意していただきたいのが、五中と一中、ずっと右側を見ていただくと、工事の後に仮設の共用という年があります。これは何かといいますと、同じ学区にある第五小学校、あるいは第一中学校と同じ学区にある井之頭小学校、この2つの小学校は敷地の面積が非常に狭いです。校庭の形も、長方形、正方形ではなくて、地形（じがた）が悪い学校です。ここに仮設校舎を建てて、さらに資材置き場を置いて、さらにトラックの動線を確保するというのは難しい状況です。ただ、仮設を建てられないとなると、改築は成り立ちませんので、学校以外の仮設を建てられる土地を探しました。そこまで広い土地は、市の中には市有地ではございません。ですので、ここはやむを得ないケースですけれども、第五中学校、第一中学校のトラック周りの余裕のある土地を使って仮設校舎を共用できないか。具体的には、第五中学校の改築のときに使った仮設校舎に一旦手を入れて、小学生にも使えるようにしてから、小学校の仮設校舎として使う。これはもちろん課題もあるんですね。小学生の通学距離が変わってしまったりとか、あるいは校庭をどうやって共用するのか、そういった課題はあります。例えばスクールバスを出すなど、しっかりと安全策をとった上でですけども、仮設共用してやらなければ、五小、井之頭小学校については改築が成り立たない状況ですので、8校のうち、この2校だけはこういった形にさせていただいております。

この8校の並びでいきますと、基本的には64年前後で改築ができることとなります。そして、計画の改定は令和8年度ですので、また次の学校の改築ができるように計画を改定し、改築事業を決めていく予定です。

改築するまでの学校も大切なところですよ。また、18ページ、19ページに戻っていただきたいと思っております。改築をして新しい環境を子どもたちに用意するというのも大事なんですけれども、それまでの学

校も子どもたちが使うわけですので、適切に教育環境を保っていかなければいけません。18ページをご覧いただきたいのですが、市のほうではメンテナンスをする部位をあらかじめ決めて、毎年毎年点検して、その中で劣化状況が著しいものは早目に手を入れていこうとやってきました。この保全の考え方は大体15年くらい前にできたものです。それなりに15年間手を入れてきた面はあるんですけども、先ほどの第三中学校のような事例が出てきています。学校は45年過ぎてからが大変な時期になりますので、この保全のあり方も、点検も含めてさらにバージョンアップしていかなければいけないのかなと思います。

19ページの図でいいますと、上のグラフですけども、さらに小刻みに矢印を増やしてメンテナンスをしていきたいなと思います。それによって、改築するまでの学校についても、しっかりとした教育環境を整えていきたいと考えております。

非常に駆け足になってしまいましたけれども、2つの計画についての説明は以上になります。いずれも今年度策定して、令和2年度からこれに基づいて実行の段階に移っていきたくて考えております。

【会長】

それでは、報告事項を4点いただいたところでございますので、どの事項でも結構ですので、もしご質問、ご意見がございましたら、いただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】

資料8のコンシェルジュ便りですけども、今年度の1次受付人数、前年度と比較して減っているというのはわかったんですけども、結局、今年度の募集人数は835名で、それに対して1125名なので、足りてないという認識で合っているんでしょうか。見た感じだと、ぱっと見ると、1歳児以外は全部余裕ができたのかなという印象を持ちがちなんですけど、よくよく見ると、募集人数に対して1次受付人数を見ると、全て上回っていて、4・5歳児だけが上回ってないけど、それ以外は全部足りてないんじゃないかと見えますけど、その認識で合っていますか。

【子ども育成課長】

募集人数と受付人数の差でございますが、委員ご指摘のとおり、募集人数のほうが多いので、このままいきますと、全てがおさまるといってはいけません。待機児童の考え方で申し上げますと、こちらに全て入らない場合であっても、それ以外の認証保育所ですとか、そういったところに入っている場合は、待機児童のカウントから除かれるということもございます。ただ、希望されている方が皆さん入れるということで申し上げますと、施設の数、定員についてはまだ足りないというのが現状でございます。

【委員】

あともう1点、資料7についてですけれども、裏のほうには前年度比較で、全体としては定員は認可と認可外合わせて増えていることはわかるんですけれども、表面のほうで、保育施設については丸々そのまま定員が増えるということはわかったんですが、(3)と(4)の認証から移行するところについては、移行によって定員は何名増えるんでしょうか。教えていただけたらありがたいと思います。

【保育施設整備担当課長】

資料7の(3)と(4)は、認証保育所から認可保育所への移行なんですけれども、こちらについては、定員も拡充することになってございます。(3)の吉祥寺東町すみれ保育園につきましては、認可になると定員は60名になりますけれども、現在の認証保育所からプラス36名増の予定でございます。

(4)のピノキオ幼児舎吉祥寺保育園本園・分園につきましては、認可保育所への移行後は合わせて78名の定員ですけれども、こちらもプラス15名を予定しているところでございます。

【会長】

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、報告事項を終わります。

4 その他

【会長】

最後に、「その他」に移らせていただきたいと思います。

では、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【子ども政策課長】

まず、冒頭に説明したTeens ムサカツの重ねてのご案内ですけれども、こちら、3月30日にあると申し上げたんですが、傍聴可能ですので、ぜひ委員の皆様、お時間がありましたら傍聴いただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、事務局から3点ほど連絡事項をお伝えいたします。

まず、第五次子どもプラン武蔵野公表までのスケジュールでございます。今後、本日ご議論いただいた内容を反映させた上で、市長を本部長とする子ども施策推進本部会議を経て、3月中に第五次子どもプラン武蔵野として確定させていただき、市報、ホームページ等で公表いたします。完成した子どもプランの冊子につきましては、委員の皆様にも郵送等にてお届けいたします。

次に2点目、議事要録についてでございます。議事要録ができ次第、皆様にeメールかファクスでお送りいたしますので、内容のご確認をお願いいたします。ご自分の発言などで修正すべきところがあれば

ば事務局までeメールかファクスで連絡していただき、修正した後に市のホームページで公表いたします。

3点目、次年度の会議の日程でございます。子どもプランの策定が終了したことを受け、次年度以降の会議につきましては、年2回程度の開催を予定しております。第1回会議につきましては、8月から9月ごろの開催を予定しておりますが、新年度になりましてから、皆様に日程調整のご連絡をさせていただきます。なお、前回お話ししたとおり、委員の皆様には令和3年7月までの任期でお願いしておりますが、もし今年度いっぱい辞任を希望される方がいらっしゃいましたら、手続についてご案内しますので、会議終了後に事務局までお声かけください。

最後に、この会議に関しまして何かございましたら、子ども家庭部子ども政策課までお問い合わせをお願いいたします。

【子ども家庭部長】

「Teens ムサカツ 2020」は傍聴可能なのですが、委員の皆様は傍聴可能ということで、一般の傍聴も可能とするかどうかは、庁内で検討します。よろしくをお願いします。

【会長】

予定しました内容は以上でございますが、最後に、委員の皆様方から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の武蔵野市子どもプラン推進地域協議会を終わらせていただきます。どうもお疲れさまでした。

以上